

2016年2月吉日

会員各位

## 年会費に係る消費税（消費税法改正に伴う対応）についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てにあずかり、誠にありがとうございます。

さて、2015年4月に消費税法の一部が改正され、2017年4月1日より消費税が10%となります。これに伴い、弊社が提供する商品・サービス等に係る消費税率についても10%が適用されることとなりました。これに関しまして、年会費における消費税の取扱いをご案内いたします。何卒ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

対 象	2016年5月1日以降に更新いただく会員様で、かつ、 2017年4月以降の期間を含む年会費をお支払いいただく会員様
内 容	年会費（60,000円、税抜）の消費税を下記の通りとさせていただきます。 2017年3月まで・・・8%、2017年4月以降・・・10% (例) 2016年5月ご更新の会員様の場合（年会費は2016年5月～2017年4月分となります） <u>2016年5月～2017年3月分（消費税8%） 59,400円</u> <u>2017年4月分（消費税10%） 5,500円 合計 64,900円</u> *年会費の本体価格は変更ございません。 *金額の詳細は下表をご参照ください。
お手続き方法	ご指定口座からの口座振替（年会費を振込みでお支払いいただいている会員様はお振込み） *更新月の10日頃に「口座振替のご案内」もしくは「ご請求書」をご送付いたします。
その他	万が一、消費税率引き上げ時期が延期された場合には、対象の会員様に差額分を返金いたします。その際は、別途ご案内申し上げます。

### ■ご更新月別の年会費ご請求額（単位：円）

	2016/5	2016/6	2016/7	2016/8	2016/9	2016/10	2016/11	2016/12	2017/1	2017/2	2017/3	2017/4以降
本体価格	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
消費税	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000
ご請求額合計	64,900	65,000	65,100	65,200	65,300	65,400	65,500	65,600	65,700	65,800	65,900	66,000

以上

【本件に関するお問合せ先】 りそな総合研究所株式会社 会員・研修事業部 会員担当  
TEL：03-5653-3952 e-mail：member-tky@rri.co.jp

－ 消費税に関してお寄せいただいたご質問に、ご回答いたします －

Q. そもそも、消費税は必ず10%に引上げされるのでしょうか。もし、消費税10%の引上げが延期された場合はどうなるのでしょうか。

A. 2017年4月の10%への引上げは、2015年4月の消費税法の一部改正によるものであり、前回(8%引上げ時)のような景気条項(経済指標が思わしくなければ延期する)がありません。そのため、新たに法改正される等が無い限りは、実施される見通しです。

万が一、延期された場合には、該当の会員さまには返金手続きをご案内いたします。

Q. 今回のような請求は、税法上は問題ないのでしょうか。

A. 弊社の年会費は、税法上は月毎のサービスの対価とみなされています。そのため、毎月末に消費税が発生することとなり、2017年4月以降は新消費税率(10%)が適用されます。

弊社では、今回の対応に関して税理士により税法上の問題が無いことを確認しております。

Q. 年会費は、雑誌の定期購読のように、2017年3月末までに前払いすれば、経過措置が適用とされないのですか。

A. 弊社の年会費は、経過措置の適用除外となっております。そのため2017年4月以降分は10%となります。

その他、消費税に関するご質問等ございましたら、下記までご連絡をお願いします。

会員・研修事業部(相談室) TEL: 03-5653-3950(東京) 06-6203-9468(大阪)